

大 個 審 第 1 8 号
（ 答 申 第 5 4 号 ）
平成 1 6 年 3 月 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 6 年 3 月 5 日付け人権第 1 6 6 1 - 2 号で諮問のありました「旧同和対策事業対象地域の実態把握」（以下「実態把握」という。）については、審議の結果、大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号及び同条例第 7 条第 4 項等の規定の趣旨を踏まえ、実態把握の実施主体である市町（以下「実施市町」という。）が、下記事項に留意して個人情報の保護に万全の措置を講じるよう努められたい。

記

1 実施市町の個人情報保護条例の適正な運用

実態把握の実施に当たっては、個人情報の適正管理等各実施市町の個人情報の保護に関する条例等を適正に運用すること。

特に、各実施市町の個人情報保護に関する条例等において、本人外収集及びいわゆるセンシティブ情報の収集に関して、個人情報保護審議会等第三者機関の意見を聴くなど、実態把握の実施に関して条例等上必要な手続が定められている場合は、条例等に基づき適正な手続を行うこと。

2 その他個人情報保護の徹底

実態把握の実施に当たっては、大阪府個人情報保護条例の規定の趣旨を勘案し、次の点に留意して、利用する個人情報の取扱いに万全の保護方策を講ずることを徹底させること。

(1) 実態把握の実施において、「旧同和対策事業対象地域」に関する情報及び実態把握のために利用する個人情報に關与する職員をあらかじめ必要最小限に限定するとともに、これらの情報の管理責任者を定めること。

(2) 実態把握の実施のため、「旧同和対策事業対象地域」に関する情報又は実態把握のために利用する個人情報を、それぞれの所管部局から当該所管部局以外の部局に提供する必要がある場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に返却すること。

(3) 実態把握の過程において作成された旧同和対策対象地域に居住する人口、世帯数等に関する個人情報は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。